

## 議案第10号

富士見市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市営住宅条例（平成21年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

民法の一部改正等に伴い、富士見市営住宅条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市営住宅条例の一部を改正する条例

富士見市営住宅条例（平成21年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号イ(ア)及び(イ)中「まで」の次に「のいずれかに該当する程度」を加え、同号ウ中「別表第1表ノ3」を「別表第1号表ノ3」に改め、同号オ中「支援給付を」を「支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を」に改め、同項第3号ア(オ)中「者が」を「者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による小学校の就学義務の猶予又は免除に係る者を含む。第11条第6号において同じ。）が」に改める。

第11条第6号中「（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による小学校の就学義務の猶予又は免除に係る者を含む。）」を削る。

第13条第1項第1号を次のように改める。

(1) 入居決定者と緊急時等に連絡を取ることができる者であって市長が適当と認めるもの（以下「緊急時等連絡人」という。）が連署した契約書を提出すること。

第13条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する契約書に、緊急時等連絡人の連署を必要としないこととすることができる。

第14条を次のように改める。

### 第14条 削除

第15条第3項中「の間」を削り、同条第4項中「とき」を「日」に改め、同条第5項中「第33条、第35条並びに第36条第1項及び第2項」を「第35条及び第41条」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 第13条第1項（第2号を除く。）から第4項までの規定は、前項の規定により

承認を受けた者（以下「承継者」という。）について準用する。この場合において、同条第1項各号列記以外の部分中「入居決定者」とあるのは「承継者」と、「決定」とあるのは「承認」と、同項第1号及び同条第2項中「入居決定者」とあるのは「承継者」と、同条第4項中「入居決定者」とあるのは「承継者」と、「市営住宅の入居者としての決定」を「入居決定者の地位の承継の承認」と読み替えるものとする。

第17条第3項中「第1項に規定する」を「第1項の規定により」に改める。

第21条第1項中「第13条第4項」を「第13条第5項」に改める。

第23条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「当該入居者に係る未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は前項に規定する敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充ててことを請求することができない。

第24条第1項中「のうち次に掲げる費用は、入居者」を「は、市」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が負担すべきものとして規則で定める費用については、入居者の負担とする。

第24条第1項各号を削り、同条第2項中「前項に定めるもののほか、入居者」を「入居者」に、「同項各号に掲げる修繕以外」を「市営住宅」に、「生じたときは、入居者」を「生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者」に改める。

第25条第1項第4号中「及び共同施設」を削る。

第41条第1項中「入居者に」を「当該入居者に」に改め、同条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条、第11条第6号、第15条、第17条第3項、第25条第1項第4号及び第41条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。